

【記入例3】

従業員が転勤・転職をし、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合

◎例3…年税額 84,400 円の人が 令和 6 年 9 月 30 日に退職し、転職先の事業所で 10 月から特別徴収を継続する場合

年税額	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分
84,400 円	7,400 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円

年税額(ア)84,400円

既に納入済みの額

今回納入する額

未徴収税額(ウ)56,000円=異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ)28,400円

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

給与支払者 堀野市長 令和 6 年 9 月 20 日提出		給与支払者 特別徴収者 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	所在地 〒410-1192 堀野市佐野1059番地	特別徴収義務者 指定番号 01234	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
		フリガナ 氏名 住民 税夫	フリガナ 氏名又は名称 株式会社 市民税商事	宛名番号 1	所属 經理部經理係
		生年月日 S56年 7月 8日	個人番号 987654321098	担当 氏名 市民税 花子	電話 055-995-1810
		受給者番号 9876-SMZ-54321	異動の事由 1 退職・長欠 2 転職・死亡 3 支払少額・不定期 4 その他 5 事由・理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
		1月1日 現在の住所 堀野市須山1593-12	異動後の住所 同上	異動の事由 1 退職・長欠 2 転職・死亡 3 支払少額・不定期 4 その他 5 事由・理由	
		特別徴収税額 (年税額) 84,400 円	(イ) 徴収済額 28,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 56,000 円	
		異動年月日 R6年 9月 30日	異動の事由 1 退職・長欠 2 転職・死亡 3 支払少額・不定期 4 その他 5 事由・理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 987654321098	所在地 〒410-1102 堀野市深良657	人事課 資産 税子	新しい勤務先へは月割額 7,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
2. 一括徴収の場合		フリガナ 氏名又は名称 有限会社 SHISANZEI	担当者 連絡先 電話 055-992-1111	受給者番号 1234-SSZ-56789	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
3. 普通徴収の場合		理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄		

既に堀野市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号を必ずご記入ください。堀野市での特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○をつけてください。

【提出先】 〒410-1192 静岡県堀野市佐野1059番地 堀野市役所 税務課 市民税係